二　前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関する事務のうち、高度な施設に係るものに関すること。

3　デジタル経済推進室に、室長を置く。

（企画官及び消費者行政調整官）

**第五十九条**　消費者行政第一課に、企画官及び消費者行政調整官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、消費者行政第一課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

3　［略］

（危険物保安室及び特殊災害室並びに違反処理対策官、国際規格対策官及び設備専門官）

**第三百十条**　［略］

2　危険物保安室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～五　略］

六　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十六条第二項の規定による消防庁長官の意見に関すること。

［七　略］

［3～8　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

**○総務省令第二十号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| （本省及び消防庁の定員） | | |
| **第一条**　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。 | | |
| 区分 | 定員 | 備考 |
| 本省 | 四、五九〇人 | |
| 消防庁 | 一七三人 | |
| 合計 | 四、七六三人 | |

| 改正前 | | |
|---|---|---|
| （本省及び消防庁の定員） | | |
| **第一条**　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。 | | |
| 区分 | 定員 | 備考 |
| 本省 | 四、六〇一人 | |
| 消防庁 | 一七二人 | |
| 合計 | 四、七七三人 | |

総務大臣　高市　早苗

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

| 区分 | 期間 | 定員 |
|---|---|---|
| 本省 | 令和二年九月三十日までの間 | 四、六二〇人 |